

京都市告示第 206号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年7月2日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	上賀茂経215号線	北区上賀茂中山町2番地の2地先 同町2番地の10地先		
2	上賀茂緯447号線	北区上賀茂津ノ国町75番地の5地先 同町75番地の11地先		
3	山科竹鼻緯10の1号線	山科区竹鼻堂ノ前町18番地地先 同町11番地地先		
4	山科柳辻経37号線	山科区柳辻封シ川町52番地の2地先 同町28番地の22地先		
5	梅津経110号線	右京区梅津坂本町7番地の22地先 同町7番地の12地先		
6	深草緯282号線	伏見区深草大亀谷大山町58番地の7地先 同町58番地の15地先		
7	羽束師経169号線	伏見区羽束師鴨川町137番地の1地先 同町137番地の21地先		
8	羽束師緯148号線	伏見区羽束師志水町251番地地先 同町21番地の3地先		

(建設局土木管理部道路明示課)